

有限責任中間法人 薬剤師認定制度認証機構

平成 18 年度事業報告書

平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日

・事業の概要

- 1) 平成 18 年度事業計画に則り、薬剤師生涯研修プロバイダーからの申請に基づく評価および認証、プロバイダーの評価基準チェックリストの策定、プロバイダーの育成支援等の事業を行なった。
- 2) 認証申請の評価は、前年度末に認証申請が提出された薬剤師あゆみの会のほか、年度内にさらに 5 件の認証申請を受け付けて行なわれ、計 5 件の認証が理事会により承認された。
- 3) 薬剤師生涯研修プロバイダー評価基準チェックリストは、原案を役員および認定制度委員の意見をもとに修正し、認定制度委員連絡会において最終案を策定した。
- 4) 評価基準に関しては、認証対象の明確化、およびプロバイダーの非営利中立性（特に営利企業が関連するプロバイダーに対する評価の原則）について、役員会および認定制度委員連絡会の意見に基づき、確認事項を作成し記録に残した。
- 5) 認証申請者からの質問を基に、規程類をより明確な表現に改定し、随時ホームページに収載した。
- 6) 事業広報の一環として、認証の経過およびプロバイダーの研修計画についての広告を試行した。

・会議の開催

- | | |
|---------------------------------|--|
| 第 1 回社員総会・理事会(平成 18 年 6 月 19 日) | 社員代表の交代に伴う理事の選出、平成 17 年度事業報告、平成 17 年度 経理報告、G03 の認証承認 |
| 第 2 回理事会(書面)(平成 18 年 8 月 25 日) | G04 の認証承認 |
| 認定制度委員連絡会(平成 18 年 12 月 15 日) | 認証申請諸規程、評価基準チェックリスト、企業関連のプロバイダー評価の原則 |
| 第 2 回社員総会(書面)(平成 19 年 1 月 15 日) | 監事の選任 |
| 第 3 回理事会(書面)(平成 19 年 2 月 15 日) | G05 の認証承認 |
| 第 4 回理事会(平成 19 年 3 月 14 日) | 平成 19 年度事業計画案、平成 19 年度収支予算案、G06、P01 の認証承認 |

・認定制度の評価および認証に関する事業

1. 認定制度の認証

次の 5 件の認定制度について評価・認証を行なった。

- 1) 有限責任中間法人 薬剤師あゆみの会の生涯研修認定制度(G03)

認証申請：平成18年3月15日 評価付託：平成18年3月20日

評価結果総括報告：平成18年5月15日 認証発効日：平成18年6月19日

2) 共立薬科大学の認定薬剤師研修制度 (G04)

認証申請：平成18年5月26日 評価付託：平成18年6月5日

評価結果総括報告：平成18年8月4日 認証発効日：平成18年8月25日

3) 有限責任中間法人 イオン・ウエルシア・ストアーズ人材総合研修機構
の認定薬剤師研修制度 (G05)

認証申請：平成18年11月9日 評価付託：平成18年11月13日

評価結果総括報告：平成19年2月5日 認証発効日：平成19年2月15日

4) 明治薬科大学の認定薬剤師研修制度 (G06)

認証申請：平成18年12月26日 評価付託：平成19年1月5日

評価結果報告：平成19年2月26日 認証発効日：平成19年3月14日

5) 特定非営利活動法人 医薬品ライフタイムマネジメントセンターの
医薬品ライフタイムマネジメント(DLM) 認定薬剤師研修制度 (P01)

認証申請：平成19年1月5日 評価付託：平成19年1月15日

評価結果総括報告：平成19年3月1日 認証発効日：平成19年3月14日

6) 神戸薬科大学より生涯研修認定制度の認証申請書が平成19年3月13日に提出され、平成19年度事業として評価作業中である。

2. 評価基準の確立

2.1 評価基準チェックリストの策定

薬剤師生涯研修プロバイダーの行う研修および認定制度の水準を保ち、学習単位の均質性を保証することを目的としてプロバイダー評価基準チェックリストを策定し、ホームページに掲載した(別紙1)。申請者は「認証申請の指針」とともに申請書作成時に参考とし、評価者は基準適合の評価を行なう際に留意項目とする。

2.2 評価基準の確認

認証申請書の評価過程において提起された評価基準関連の考え方や疑問点については、その都度認証機構の見解や方針を説明して委員の合意を求め、合意された点については今後の評価における判断基準とすることとしている。

本年度確認された代表的な事項として、「認証の対象(平成18年度第4回理事会議事録)」および「営利企業の関連するプロバイダーの評価基準(平成18年度薬剤師認定制度委員連絡会議事メモ)」を別紙2に示す。

2.3 認定制度委員との連絡

認定制度委員とは常に連絡を密にし、意思の疎通を図り、妥当な評価が行なわれるように努めた。平成18年度内の委員との連絡記録を別紙3に示す。

2.4 要項類の改訂

理事会および認定制度委員連絡会の意見をもとに、要項類を分かりやすく、現実に即した内容に改訂しホームページ等に公表した。

認証の手順

生涯研修プロバイダーとして、当面は研修事業のみを行い、認定は他の既認証プロバイダーに依存することを希望する場合も、申請があれば評価の対象とし事業を認証することを明示した。

認証申請の指針

申請者の意見等を参考に、評価基準チェックリストとの整合性を持たせて、申請書の作成に役立つように表現文言等を修正した。

認証に当たっての確認事項

認定書に付す認証機構のロゴの大きさに幅を持たせた。プロバイダーが実施する研修会の遡及確認のための識別番号について。新規プロバイダーは、研修の受講証明（シール、受講証等）を、認証機構および既存のプロバイダーに通知すること。

認証に関わる経費

認証を受けたプロバイダーは認証機構の賛助会員の取扱いとし、認証経費は賛助会員の入会費として、また次年度以降の賛助会費は前年度の認定証発給数に基づき請求する。

認証申請書書式

エクセル文書を廃しワード文書として電子媒体で提出を求める。

・認定制度の育成、支援事業

数件の薬剤師団体から、薬剤師生涯研修の実施と認定制度の設立に必要な条件等について問い合わせがあり、認証機構の認証基準と評価方針について説明、指導を行なった。

生涯研修認定制度については、実施母体は非営利中立の団体であること、傘下の薬剤師に限定せずに全ての薬剤師に門戸を開くこと、研修の立案、実施についての責任ある組織を持つこと、研修の事前・事後評価体制を整えること等が原則的条件であることを強調している。

・広報活動

認証機構として事業活動の広報には配慮しているが、主としてホームページを通じたの広報に止まる状況である。ホームページには、本機構の事業目的を始め、認証に関する諸般の情報の最新版を公開し、Q & Aも充実を図っている。

また、薬剤師の生涯研修、社会的責任、評価の意義、実務の指標等に関して、認証機構としての意見を随時発信するべく努めている。

認証機構の事業の目的と経過を説明し、認定の取得を目指す薬剤師に対して、プロバイダーに関する情報を提供するために、年度末に新聞広告を行なった（新聞別刷）。